

2017年2月27日

公認心理師カリキュラム等検討会 座長 北村聖先生
厚生労働省 関係各位
文部科学省 関係各位

公認心理師のカリキュラム検討に関する要望書

日本臨床心理士養成大学院協議会

第5期会長 川畠直人



謹啓

公認心理師カリキュラム等検討会の座長北村聖先生、ならびに厚生労働省、文部科学省の関係各位におかれましては、公認心理師のカリキュラム検討に、多大なるご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。私ども日本臨床心理士養成大学院協議会（以下、本協議会）の多くの会員校は、今後、公認心理師の教育にも携わる可能性を見据え、カリキュラム検討の経緯を、我が身のこととして見守ってまいりました。そうしたなか、このたび2月22日のワーキングチームで出された試案（資料5）につきまして大きな懸念を持っております。

検討会ならびにワーキングチームでは、公認心理師資格を真に国民の期待に応えるものとするために、法の抜け道を許さぬ適正な養成のしくみをつくることが重要であることが、幾度となく確認されてきました。そのために、大学、大学院を通した養成の到達目標を定め、それを達成するためのカリキュラムの整備に時間を費やしてこられました。しかしながら、法第7条第2号にある、大学卒業後実務経験を経て受験資格を得るものが、十分な教育を受けることなく受験資格を得ることになれば、附則第3条に示された法第7条第1号を基本とし、同条第2号及び第3号の受験資格は、第1号と同等以上の知識・経験を有する者に与えられるという、公認心理師制度の骨格が揺らぎかねません。

今回の試案（資料5）では、実務経験プログラムの内容について触れられていますが、その中身は大学院のカリキュラムに比して、不明瞭な点が多く、その上受験資格獲得までの期間が「2~3年」と、実質、大学院と変わらない内容となっております。このままでは、単一の実務領域において、心理の専門性と関係のない実務にあたり、振り返りや指導のないまま時間を過ごすことでも受験資格が与えられることになるのではないかという危惧を覚えます。本協議会では、緊急に理事会で審議を行い、実務経験プログラムは大学院修了者と同等の教育・研修を受ける内容とすることが必要であり、そのためには大学卒業後の実務経験を経て受験資格を得るまでの期間を、3年以上とする必要があることを確認いたしました。その上で、次回3月9日に出される素案では、下記のとおり「3年以上」と明記し

ていただくことを要望する決議をいたしました。

取りまとめに向けて、多大な労力をかけておられる皆さまには、誠に恐縮ではございますが、本協議会の懸念をお含みおきいただき、適切な素案を作成していただけますよう、心よりお願い申し上げます。

記

大学卒業後の実務経験を経て受験資格を得るまでの期間を、「3 年以上」としていただきたい。

以上